

日高市犯罪被害者等支援条例（骨子案）に対する市民コメント募集結果

意見募集期間：令和3年9月1日（水）から9月30日（木）			
提出者2名（直接1名、電子メール1名）			
No.	項目	意見の概要	意見に関する市の考え方
1	全 体	「やられ損」にならないよう、より一層の配慮をお願いします。「もうダメ」という絶望感から被害者をぜひ救ってください。	「2 基本理念」に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復のために、状況に応じた支援を実施します。
2	全 体	「目的」と「基本理念」の間に「用語の定義」の項目が入りますか。	条例では「犯罪等」「犯罪行為」「犯罪被害者等」「二次的被害」「関係機関等」「市民」「事業者」の用語について「定義」の項目で定めます。
3	3 市の役割 4 市民の役割 5 事業者の役割	「〇〇の役割」となっているが、「〇〇の責務」としたほうが良いのではないか。	条例では「〇〇の責務」とします。
4	4 市民の役割 5 事業者の役割	市民の役割、事業者の役割の中に「二次的被害が生じることのないよう配慮する」ことを盛り込んでいただきたい。	「市民（事業者）は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、…」とし、盛り込む方向で検討を進めます。
5	7 見 舞 金	条例名から、「見舞金」よりも「支援金」のほうが適していると感じるが、「見舞金」を選択した理由は。	犯罪被害者等を見舞い、国の犯罪被害者給付金が支給されるまでの期間を支援することを目的としているため「見舞金」としました。
6	全 体	犯罪被害者等基本法の第12、14、15、16、17条にあることはここには規定しませんか。	犯罪被害者等基本法で規定する基本的施策のうち、市が実施すべき支援については市の役割で規定する「犯罪被害者等の支援のための施策」に含まれるものと考え、個々での規定はしない方向で進めます。